

第五次環境基本計画（水環境部会担当分野）の

点検結果について

（※暫定版）

令和 2 年 ● 月

中央環境審議会水環境部会

第五次環境基本計画（水環境分野）の点検について

【目 次】

I	はじめに	3
II	第五次環境基本計画（水環境部会担当分野）の点検の進め方について	4
III	各重点戦略の取組状況	7
	（1）重点戦略点検の観点	7
	（2）点検項目	7
	（3）全体評価と課題	16
	（4）今後の取組み方針	17
IV	重点戦略を支える環境政策（4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全）	19
	（1）重点戦略を支える環境政策の点検の観点	19
	（2）点検項目	19
	（3）全体評価と課題	23
	（4）今後の取組み方針	23
V	おわりに	24

I はじめに

第 99 回中央環境審議会総合政策部会（令和元年 7 月 8 日）（以下「総合政策部会」という。）において、第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）（以下単に「環境基本計画」という。）の点検の進め方が審議された。そこでは、環境基本計画のメインメッセージである「環境・経済・社会の統合的向上の具体化」を図るため、環境基本計画に位置付けられた施策の進捗を確認するとともに、第六次環境基本計画の策定に向けた課題の抽出及びその対策の検討を有益かつ効率的に行うことを点検の目的とし、中央環境審議会の各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告することとされた。

上記を踏まえ、中央環境審議会水環境部会（以下「当部会」という。）においては、以下の範囲の施策に係る点検を行った。

- ・ 第 2 部第 2 章（重点戦略）「2. 国土のストックとしての価値の向上」中の「（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持」
- ・ 第 2 部第 2 章（重点戦略）「4. 健康で心豊かな暮らしの実現」の内の「（3）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全」
- ・ 第 2 部第 3 章（重点戦略を支える環境政策）「4. 環境リスクの管理」の内の「（1）水・大気・土壌の環境保全」

具体的には、第 47 回（令和元年 9 月 17 日）、第 48 回（令和 2 年 2 月 27 日）、第 49 回（令和 2 年 5 月 26 日）の三回に亘って当部会で審議を行い、その際には、関係省庁・産業界や NPO などの多様なステークホルダーからの意見も聴取した。

その上で、本報告書は、令和 2 年度環境白書及び令和元年度の環境省政策評価書等も活用し、取りまとめたものである。

Ⅱ 第五次環境基本計画（水環境部会担当分野）の点検の進め方について

1. 水環境部会における進捗点検方針

第99回総合政策部会において示された環境基本計画の点検にかかる全体方針に基づき、第47回水環境部会（令和元年9月17日）において本部会において以下のとおり進捗点検方針を定めた。

（1）点検の観点

①施策の実施状況

- ・可能な限り定量評価を交え（特に「重点戦略を支える環境政策」）、施策の実施状況を点検する。

②重点戦略を俯瞰した環境・経済・社会面への多面的効果及びイノベーション（特に「重点戦略」）

- ・上記施策による**環境・経済・社会へのマルチベネフィット**を点検する。
- ・上記施策による**経済社会システム、ライフスタイル、技術**といったあらゆる観点からのイノベーションの可能性を点検する。
- ・この際、特に水環境部会にあっては、「**国土保全・地域活性化**」「**海洋・国際協力**」の観点を重視する。

（2）点検の進め方

①関係者ヒアリング（第1回・第2回）

- ・特に「重点戦略」について、施策の進捗状況や「**国土保全・地域活性化**」「**海洋・国際協力**」の観点から、水・大気環境局内の担当課室のみならず、他部局や他省庁や民間企業等からのヒアリングを実施する。

②施策シートの提出（第3回）

- ・「重点戦略」又は「重点戦略を支える環境政策」ごとに施策シートを作成する。
- ・施策シートについては、第1回の関係者ヒアリングの際の資料として提出するか、第2回に提出するものとする。

③報告書取りまとめ（第3回）

- ・関係者ヒアリング及び施策シートを踏まえて、水環境部会の報告書を取りまとめる。

④総合政策部会への報告

- ・2020年に開催される総合政策部会において、原則として部会長から、報告書による報告を行う。

2. 各ステークホルダーからのヒアリングの実施

1. で定めた方針に基づき、第47回水環境部会（令和元年9月17日）及び第48回水環境部会（令和2年2月27日）において、行政・産業界・NGOといった各界各層から

ヒアリングを実施した。ヒアリング対象のうち、特に産業界とN G Oは、近年国際的な関心が高まっている分野である海洋ごみ・海洋プラスチックごみに取り組む団体を取り上げた。ヒアリングの概要は下記のとおり。（※ヒアリング資料は別添参考資料1を参照。）

（第47回水環境部会（令和元年9月17日））

○環境省 水・大気環境局水環境課

「水環境行政の取組について」

（水環境保全スキーム（規制的手法など）、環境基準の達成状況、環境基準見直し（底層D O・大腸菌）、湖沼対策（琵琶湖等）、水環境基本法に基づく取組等）

○環境省 水・大気環境局海洋環境室

「海洋プラスチックごみ問題と対策について」

（大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組、G20資源効率性対話、プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみアクションプラン、海岸漂着物処理推進法に基づく対策基本方針、海洋プラスチックごみの主な予算要求等）

○環境省 水・大気環境局閉鎖性海域対策室

「閉鎖性海域における環境保全の取組」

（瀬戸内海における環境保全、水質総量削減制度、有明海及び八代海等における再生に向けた取組、沿岸域の水環境の保全・再生の取組、水環境保全に関する補助的指標の状況）

○内閣官房水循環政策本部事務局

「水循環基本法と水循環基本計画について」

（水循環基本法、水循環基本計画、水循環基本計画の見直し、水循環施策の効果に関する評価の概要、次期基本計画において重点的に取り組む内容）

○一般社団法人J E A N

「J E A Nの取組について」（海洋ごみへの取組について）

（海洋ごみ問題の解決のための活動（普及啓発等、国際海岸クリーンアップ）、ごみの発生原因（コンテナ積荷・散乱ごみ・プラスチック製品・人口芝等）、残された課題）

（第48回水環境部会（令和2年2月27日））

○日本経済団体連合会

「海洋プラスチック問題に関する経団連の考え方・取組み」

（経団連環境イニシアティブ、海洋プラスチック問題に関する経団連の基本的考え方（S D G sへの複数のゴールへの貢献）、海洋プラスチック問題に関する経団連の取組み（取組事例集、循環型社会形成自主行動計画、業種別プラスチック関連目標）、現状認識と課題）

3. 施策シートの作成・審議

1. で定めた方針に基づき、第49回水環境部会（令和2年5月26日）において、重点戦略及び重点戦略を支える環境政策についての施策シートを作成・審議した。作成され

た進捗管理シートについては「III 各重点戦略の取組状況」及び「IV 重点戦略を支える環境施策」に記載。

4. 令和 2 年度環境白書及び令和元年度の環境省政策評価書の活用

可能な限り実効的かつ効率的に点検作業を進めるため、施策の進捗や指標等については、別途環境省において作成している「令和 2 年度環境白書」及び「平成 30 年度環境省政策評価書」（事後評価）を活用している。（別添参考資料 2 を参照。）

Ⅲ 各重点戦略の取組状況

各部会での審議、及び施策シートや環境白書、行政評価等を踏まえ、本章では、各重点戦略の取組状況を示す。

重点戦略 2. 国土のストックとしての価値の向上((1)自然との共生を軸とした国土の多様性の維持)

重点戦略 4. 健康で心豊かな暮らしの実現((3)安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全)

(1) 重点戦略点検の観点

- ・全体として、6つの重点戦略全体を俯瞰しながら、施策による**環境・経済・社会へのマルチベネフィット（環境・経済・社会面での効果）**を点検する。
- ・**地域循環共生圏の創造**にどの程度貢献出来ているかを点検する。
- ・関係府省等他の施策との有機的な連携について点検する。
- ・上記施策による経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からの**イノベーションの可能性**を点検する。
- ・特に重点戦略の進捗は指標だけで測れない面もあることから、指標のみで進捗を判断するのではなく、全体として重点戦略が進捗したかどうかを定性的及び定量的の両面から評価することとする。
- ・各ステークホルダーからのヒアリング（生の声）を踏まえて点検する。

(2) 点検項目

重点戦略名	2. 国土のストックとしての価値の向上
項目名	(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持
(海洋環境の保全) 【環境基本計画30P】 海洋環境の保全及び持続可能な利用を推進するため、SDGs等国際的枠組みを活かしつつ、海洋保護区の設定及び管理の充実、サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全、海洋酸性化などへの対応、マイクロプラスチックを含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止、沿岸域の総合的管理、海洋の開発利用と環境保全との調和、海洋環境を的確に保全するための基盤となるモニタリング・調査研究などの施策を総合的に推進する。	
主な関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省水・大気環境局 (海洋環境室、海洋プラスチック汚染対策室、閉鎖性海域対策室) ・地球環境局 等
(取組の進捗状況)	
<ul style="list-style-type: none"> ・美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理の推進に関する法律（海岸漂着物処理法）（平成21年法律第82号）の改正（2018年6月）及び基本方針の変更（2019年6月） ・新たな海洋プラスチックごみ汚染を生み出さない世界を実現するための実効的な対策を盛 	

り込んだ「海洋プラスチックごみアクションプラン」の策定（2019年5月）

- ・海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の推進のための海岸漂着物等地域対策推進事業による地方自治体への支援、閉鎖性海域での漂着ごみの回収作業の実施
- ・「プラスチック・スマート」キャンペーン（2018年10月～）による企業・団体・個人による不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底の推進
- ・化粧品製造業界団体による洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止等の自主的取組
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染等防止法）（昭和45年法律第136号）に基づく海洋投入処分、CO2の海底下廃棄（苫小牧沖海底下CCS実証試験事業への許可）、有害水バラスト処理設備の確認及びばら積み輸送される有害液体物質等に係る許可制度等の適切な運用
- ・海水温上昇や海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響の的確な把握のための海洋における観測・監視の実施
- ・有明海・八代海等における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダを活用した流況調査、水産資源に関する調査
- ・北大西洋地域海行動計画（NOWPAP）に基づくリモートセンシング技術による海洋環境モニタリング手法に係る研究等

環境面での効果及び評価指標

【環境面での効果】

- ・漂着ごみの回収の推進／廃棄物の3R推進
- ・海洋汚染の防止／化学物質対策
- ・生態系ネットワークの保全／外来種対策
- ・気候変動対策（緩和策・適応策）

【評価指標】

- ・海岸漂着物処理法に基づく地域計画策定自治体数 38
- ・海洋汚染（油、廃棄物等）の発生確認件数



・海上環境関係法令違反送致件数の推移



経済面・社会面での効果及び評価指標（可能であれば）	<p>【経済面・社会面での効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の維持 ・ 観光業や水産業への好影響 ・ 沿岸生態系による防災 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし
イノベーションの可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋ごみ対策を通じた3R推進（社会・ライフスタイル・技術） ・ 衛星等を用いた海洋モニタリングの高度化（技術）
他の重点戦略との連携の状況	<p><u>重点戦略1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</u> （海洋ごみ対策を通じた循環型社会等）</p> <p><u>重点戦略3. 地域資源を利用した持続可能な地域づくり</u> （観光業・水産業振興や生態系ネットワークの維持等）</p> <p><u>重点戦略4. 健康で心豊かな暮らしの実現</u> （森里川海の管理、良好な生活環境の保全等）</p> <p><u>重点戦略5. 持続可能性を支える技術の開発・普及</u> （バイオプラスチックの開発、新たなモニタリング技術等）</p> <p><u>重点戦略6. 国際貢献による我が国のリーダーシップ発揮と戦略的パートナーシップの構築</u> （モニタリング等の知見の提供）</p>
課題及び今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物処理法に基づく基本方針、海洋プラスチックごみアクションプラン等に基づくマイクロプラスチックを含む海洋ごみの分布状況や生態系への影響等に関する調査研究、自治体が行う海洋ごみの回収等への財政支援、プラスチックの3R推進、マイクロプラスチックの実態把握のための調査やその手法の国際連携 ・ 海洋汚染等防止法に基づき、ロンドン条約、船舶バラスト水規制管理条約及び海洋汚染防止条約（マルポール条約）に適切に対応 ・ NOWPAP等への参画等を通じた国際的な連携・協力体制の構築 ・ 総合的な土砂管理、防護・環境・利用が調和した海岸空間の保全、生態系を活用した防災・減災の推進 ・ 「きれいで豊かな海」の確保に向けた水質の変化等と水産資源等の関係性に関する調査研究 ・ 海水温上昇や海洋酸性化等の海洋環境変動の実態等の把握、影響の予測・評価とその適応策 ・ 洋上風力発電や二酸化炭素回収・貯留（CCS）における環境保全と開発・利用の両立の推進 ・ 海洋環境モニタリングの継続的实施

重点戦略名	2. 国土のストックとしての価値の向上
項目名	(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

（健全な水循環の維持又は回復）【環境基本計画30P】

水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。こうした状況を踏まえ、2014年に「水循環基本法」（平成26年法律第16号）が成立し、水循環に関する渇水・洪水・水質汚濁などの様々な課題の解決に向けた取組を開始する機運が高まっている。具体的な取組としては、「水循環基本計画」（2015年7月10日閣議決定）に基づき、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、地方公共団体等が中心となり流域水循環協議会の設置や流域水循環計画の策定などの必要な体制の整備を図ること等により連携及び協力の推進に努める。

<p>主な関係部局</p>	<p>内閣官房 水循環政策本部 等</p>
<p>（取組の進捗状況）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水循環基本計画（2015年7月閣議決定）に基づき、流域水循環計画策定や取組推進のため、2018年7月に「流域マネジメントの手引き」、2018年7月及び2019年10月に「流域マネジメントの事例集」を作成・公表、全都道府県及び全市町村に配布 ・「水循環セミナー」を開催し、水循環に関する施策の最新動向や先進的な取組を共有。 ・官民連携のプロジェクトである「ウォータープロジェクト」（2020年3月時点で221企業・団体が参加）の取組として、水循環の維持又は回復に関する取組と情報発信を促進 ・水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の取組を推進。 ・地域住民等による森林の保全管理活動等の取組や、地域コミュニティが取り組む農地や水路等の地域資源を保全管理する共同活動への支援を推進 ・生態系ネットワークや「森里川海」等の保全・回復への取組 ・「第5～10回水と災害に関する有識者・指導者会議（HELP）」、「第2、3回国連水と災害に関する特別会合」、「第8回世界水フォーラム」を通じて、水・防災分野への公共投資の重要性を提言、我が国の強みのある技術・ノウハウを活かした海外展開を実施
<p>環境面での効果及び評価指標</p>	<p>【環境面での効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁対策 ・生態系ネットワークの維持 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準達成状況（※19ページ参照）
<p>経済面・社会面での効果及び評価指標（可能であれば）</p>	<p>【経済面・社会面での効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策 ・貯留・涵養機能の維持及び向上 ・魅力的なまちづくり ・水文化の継承と地域社会の活性化 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（流域水循環計画の策定数）44計画を公表（2020年4月末時点）
<p>イノベーションの可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標の明確化や施策の効果の見える化（社会） ・防災・減災、国土強靱化や渇水への対応（社会） ・地下水に関する挙動の解明や気候変動が水循環に及ぼす影響の予測

	<p>技術の向上（技術）</p> <p>・水インフラ技術の向上・継承（技術） 等</p>
他の重点戦略との連携の状況	<p><u>重点戦略3. 地域資源を利用した持続可能な地域づくり</u> （里地里山や生態系ネットワークの維持等）</p> <p><u>重点戦略4. 健康で心豊かな暮らしの実現</u> （森里川海の管理、良好な生活環境の保全等）</p> <p><u>重点戦略6. 国際貢献による我が国のリーダーシップ発揮と戦略的パートナーシップの構築</u> （知見の提供、環境インフラの輸出等）</p>
課題及び今後の取組方針	<p>令和2年夏頃までを目途に策定している次期基本計画（原案）において、以下の3本柱を重点的に取り組むこととしている。</p> <p><u>1. 流域マネジメントによる水循環イノベーション</u> （今後、流域水循環計画の策定団体の裾野を広げるとともに、健全な水循環の維持または回復のため更なる流域マネジメントの質の向上が必要。）</p> <p><u>2. 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現</u> （地球温暖化などの気候変動により、水害や渇水のリスクが懸念。災害に強くしなやかな国土・地域・経済社会を構築するため、大規模自然災害時においても人命・財産や重要な水インフラの被害を防止・最小化する必要）</p> <p><u>3. 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承</u> （健全な水循環を次世代に引き継ぐためには、身近に水に触れ、水について学べる機会を創出し、水に関する意識を醸成することが必要。また、我が国の水循環に関する優れた経験・知見・技術を海外展開するため、各国政府や国際機関等との連携を促進するとともに、国際協力を通じて世界に貢献することが必要。）</p>

重点戦略名	4. 健康で心豊かな暮らしの実現
項目名	(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全
	<p>(健全で豊かな水環境の維持・回復)【環境基本計画42P】</p> <p>水環境の保全の推進に当たって、河川の流入先の海域も含め流域全体を総合的に捉え、それぞれの地域に応じた取組を進める。これに向け、従来の公害防止を目的とした水質対策を中心とする規制的な手法は施策の基盤として維持しつつ、水質以外の要素も考慮し、また、各主体の自主的な参画と連携を図りながら、生物の生息・生育環境の評価や維持・回復を目指す施策を水域や地域の特性に応じて展開する。</p>
主な関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省水・大気環境局（水環境課、閉鎖性海域対策室） ・環境省環境再生・資源循環局（浄化槽推進室） ・国土交通省、農林水産省 等
(取組の進捗状況)	

- ・公共用水域や地下水の水質に係る環境基準の常時監視、及び環境基準以外の項目についての水質測定や知見の集積
- ・生活環境項目に追加された底層溶存酸素量（底層DO）の類型指定や大腸菌群数の見直しの検討
- ・指定湖沼ごとの「湖沼水質保全計画」に基づく取組（水草除去による水質改善効果の検証、高濃度酸素水供給装置による底層溶存酸素改善効果の検証等）
- ・琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づく取組やそのフォローアップ
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第78号）の附則の検討条項を踏まえた「きれいで豊かな瀬戸内海の確保」に向けた諮問と答申取りまとめ（「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」（2020年3月）、1. 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保、2. 瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤、3. 地域資源の保全・利活用に係る取組の推進、4. 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備）
- ・第8次水質総量削減の取組を推進するとともに、指定水域に流入するCOD、窒素及びりん汚濁負荷量の算定に向けた調査の実施
- ・有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）に基づく再生方策や調査・研究開発の成果等の把握
- ・「里海づくり」の考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を推進
- ・「都道府県構想」に基づき、浄化槽、下水道、農業等集落排水施設、コミュニティプラント等の各種汚水処理施設の整備の推進

環境面での効果
（他分野含む。）
及び評価指標

【環境面での効果】

- ・水質汚濁対策
 - ・生態系ネットワークの維持
- 【評価指標】
- ・環境基準達成状況（※19ページ参照）
 - ・主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量

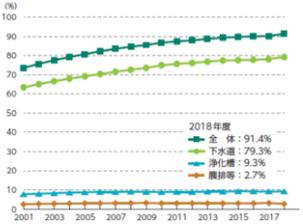
※単位:トン/日

COD	平成16年度	平成21年度	平成26年度	窒素	平成16年度	平成21年度	平成26年度	りん	平成16年度	平成21年度	平成26年度
東京湾	211	183	163	東京湾	208	185	170	東京湾	15.3	12.9	12.3
伊勢湾	186	158	141	伊勢湾	129	118	110	伊勢湾	10.8	9.0	8.2
大阪湾	144	118	91	大阪湾	121	104	88	大阪湾	8.2	7.2	5.8
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	417	350	313	瀬戸内海 (大阪湾を除く)	355	329	302	瀬戸内海 (大阪湾を除く)	22.4	20.8	18.8

- ・主要な閉鎖性海域の藻場・干潟の面積

海域	藻場面積 (ha)	干潟面積 (ha)
瀬戸内海 (平成27～29年度調査)	15,604	11,065
有明海・八代海 (平成30～令和元年度調査)	3,842	23,792

※ 広範囲を効率的かつ定量的に調査を行うことができる、衛星画像による改正手法を用いて調査を実施

	<p>・里海づくり活動の取組箇所</p>  <p>・汚水処理人口普及率 91.4%(2018 年度末)</p> 
<p>経済面・社会面での効果及び評価指標（可能であれば）</p>	<p>【経済面・社会面での効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光業、水産業への好影響 ・魅力的なまちづくり ・感染症対策 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
<p>イノベーションの可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水質と生態系の豊かさの両立（社会・技術） ・地域単位での栄養塩類管理（社会・技術） ・水インフラ技術の向上・継承（技術） 等
<p>他の重点戦略との連携の状況</p>	<p><u>重点戦略2. 国土のストックとしての価値の向上</u> （森里川海の管理、良好な生活環境の保全等）</p> <p><u>重点戦略3. 地域資源を利用した持続可能な地域づくり</u> （里地里山や生態系ネットワークの維持、観光業や水産業への貢献等）</p> <p><u>重点戦略5. 持続可能性を支える技術の開発・普及</u> （栄養塩類の管理、藻場・干潟の再生等）</p> <p><u>重点戦略6. 国際貢献による我が国のリーダーシップ発揮と戦略的パートナーシップの構築</u> （知見の提供、環境インフラの輸出等）</p>
<p>課題及び今後の取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の設定、排水管理の実施 ・災害時の有害物質流出等への対応の強化 ・「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」（答申）を踏まえた地域ごとの栄養塩類の管理、藻場・干潟の再生、底質環境の改善等の対応 ・今後の水質総量削減制度の在り方・方向の検討 ・有明海・八代海等総合調査評価委員会による中間報告（令和3年度予定）を踏まえた再生のための施策推進

重点戦略名	4. 健康で心豊かな暮らしの実現
項目名	(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全
<p>(マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進) 【環境基本計画43P】</p> <p>マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関して、海洋中の分布状況や生態系への影響など実態把握のための調査研究を実施するとともに、地方公共団体による回収処理・発生抑制対策への支援、使い捨てプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向上、リサイクル、不法投棄防止を含めた適正な処分の確保等について、普及啓発を含めて総合的に推進する。また、国際的な枠組みや多国間・二国間協力等を通じて、海洋ごみに関する国際連携を推進する。</p>	
関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省水・大気環境局 (水環境課、海洋環境室、海洋プラスチック対策室、閉鎖性海域対策室) ・ 環境再生・資源循環局、地球環境局 ・ 水産庁、経済産業省 等
<p>(取組の進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」とする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をG20間で共通のグローバルなビジョンとして共有(2019年6月)、様々な国際会議の場でG20以外の国にもビジョン共有を進める ・ G20各国が自主的取組を実施し、その取組を継続的に報告・共有する「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で構築(2019年6月)、G20首脳も支持。その後、G20資源効率性対話・G20海洋プラスチックごみ対策フォローアップ会合の場でG20等各国の取組についての報告書を取りまとめ(2019年10月) ・ 海岸漂着物処理法の改正(2018年6月)及び基本方針の変更(2019年5月)【再掲】 ・ 世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定し、国民各界各層との連携協働を通じて、その達成を目指すことで、必要な投資やイノベーションの促進を図る「プラスチック資源循環戦略」の策定(2019年5月) ・ 新たな海洋プラスチックごみ汚染を生み出さない世界を実現するための実効的な対策を盛り込んだ「海洋プラスチックごみアクションプラン」の策定(2019年5月)【再掲】 ・ 上記を踏まえた、リデュース(化粧品製造業界団体による洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止等の自主的取組【再掲】、レジ袋の有料化)、リサイクル設備導入支援、海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の推進のための海岸漂着物等地域対策推進事業による地方自治体への支援、閉鎖性海域での漂着ごみの回収作業の実施【再掲】、「プラスチック・スマート」キャンペーン(2018年10月～)による企業・団体・個人による不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底の推進【再掲】、海ごみゼロウィークや海ごみゼロアワードの実施、ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクションプラン・イニシアティブ、海洋プラスチックごみのモニタリング手法の国際調和の推進。 	

<p>・日本経団連による「SDGs に資するプラスチック関連取組事例集」の作成（2018年9月）、20業種による「業種別プラスチック関連目標」の設定（2019年4月～）</p> <p>・JEANなどのNPO団体による国際的な海外クリーンアップキャンペーンや草の根の普及啓発活動</p>	
<p>環境面での効果 （他分野含む。） 及び評価指標</p>	<p>【環境面での効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の3R・適正処理推進 ・生態系ネットワークの維持 ・気候変動対策 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの共有国数 59カ国 ・海岸漂着物処理法に基づく地域計画策定自治体数 38 ・回収された海洋プラスチックごみの量 16,700t
<p>経済面・社会面での効果及び評価指標（可能であれば）</p>	<p>【経済面・社会面での効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなビジネスや雇用の創出 ・海岸機能の維持 ・良好な景観の確保 ・観光業、水産業への好影響 ・円滑な船舶航行の確保 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
<p>イノベーションの可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制やリユース・リサイクルの徹底、代替プラスチックの利用拡大（技術・社会・ライフスタイル・投資） ・モニタリング技術の高度化・標準化（技術）
<p>他の重点戦略との連携の状況</p>	<p><u>重点戦略1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</u> （海洋プラスチックごみ対策を通じた循環型社会の形成やESG投資等）</p> <p><u>重点戦略2. 国土のストックとしての価値の向上</u> （海洋ごみ対策による景観や生態系、沿岸環境の維持等）</p> <p><u>重点戦略3. 地域資源を利用した持続可能な地域づくり</u> （観光業・水産業振興や生態系ネットワークの維持等）</p> <p><u>重点戦略5. 持続可能性を支える技術の開発・普及</u> （バイオプラスチックや新技術開発、新たなモニタリング技術等）</p> <p><u>重点戦略6. 国際貢献による我が国のリーダーシップ発揮と戦略的パートナーシップの構築</u> （大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの全世界への拡大、環境インフラ輸出等）</p>
<p>課題及び今後の取</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン及びG20海洋プラスチックごみ

組方針	<p>対策実施枠組をベースとしたグローバルな目標・枠組の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20、A S E A N や各国とのバイでの連携、海洋プラスチック汚染に関する科学的知見の世界レベルの集約や、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン達成シナリオの設定・分析、日本発の海洋プラスチックごみ対策技術・製品が普及しやすい国際的な市場環境の整備 ・ 海岸漂着物処理法に基づく基本方針、海洋プラスチックごみアクションプラン等に基づくマイクロプラスチックを含む海洋ごみの分布状況や生態系への影響等に関する調査研究、自治体が行う海洋ごみの回収等への財政支援、プラスチックの3 R 推進、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックの実態把握のための調査やその手法の開発 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散乱ごみや屋外で利用されるプラスチック製品など、陸域起因の海洋ごみの発生の実態把握・未然防止
-----	--

(3) 全体評価と課題

(戦略の進捗状況)

- ・ 全体として様々な取組が行われており、計画に記載された取組が積極的に行われていると評価出来るが、目標となる指標が設定されておらず、定量的な評価は困難である。
- ・ 特に、健全な水循環や、健全で豊かな水環境の維持・回復などは、現状において指標の設定が難しいため、今後、適切な指標の検討が必要である。
- ・ 経済上及び社会上の効果については、定性的な評価は可能であるが、定量的な評価に向けて、今後、適切な指標の検討が必要である。
- ・ 海洋環境の保全や健全な水循環、健全で豊かな水環境、海洋ごみ・海洋プラスチックごみ対策は、いずれも、自治体や産業界やN P O において従前から、また、特に近年積極的な取組が進められており、既に様々なプラットフォームが設けられているが、その取組について適切に評価し、促進することが必要である。

(環境・経済・社会上のマルチベネフィット/地域循環共生圏への貢献)

- ・ 海洋環境の保全や健全な水循環、健全で豊かな水環境、海洋ごみ・海洋プラスチックごみ対策は、いずれも、新たなビジネスや雇用、地域の地場産業、防災、魅力的なまちづくりなど、幅広いマルチベネフィット効果があると評価され、他の重点戦略とも一体的に進められ、地域循環共生圏にも大きく貢献するものと評価される。

(※地域循環共生圏に貢献する水環境からの取組例)

○瀬戸内海における取組みと地域循環共生圏

瀬戸内海において、地域ごとの栄養塩類の管理、藻場・干潟の再生、底質環境の改善等の対応を図り、更に、一体的に地域資源の発掘・活用を図ることで、地域の水産業や観光業に好影響をもたらすとともに、地域主導による、地域の特色に応じたきれいで豊かな海を実現する。

○海洋プラスチックごみへの取組と地域循環共生圏

海洋ごみの削減は、地域の景観や、観光・漁業・航行等の産業への影響を低減する。さらに、海洋プラスチックごみ削減に向けて、地域において代替素材の利用やプラス

チック製品のリデュース・リユース（シェアリングなど）、ごみ回収の高付加価値化（スポーツや観光の取入れ）を進めることで、新たな地域産業・雇用・地域活性化に繋がっていく。

- ・一方で、密接な関わりを持つと思われる生物多様性や気候変動（緩和／適応）対策との連携や、他省庁の政策との連携について、現時点で十分な連携が図られているかどうか判断できない。
- ・また、例えば海洋プラスチックごみの実態把握やその環境上・経済上・社会上の影響、あるいはきれいで豊かな海に向けた栄養塩類の適正管理のあり方などについても、十分な科学的知見が得られているとは言えず、国際社会とも協力しつつ、科学的知見の集積が急務である。

（イノベーション／気づき）

- ・いずれの取り組みも、社会、ライフスタイル、技術など、幅広い分野においてイノベーションの可能性を有していると評価できる。
- ・一方で、海洋ごみや海洋プラスチックごみ対策、健全な水循環や豊かな水環境づくりについては、サプライチェーンやライフサイクル全体、あるいは地域全体での取り組みが不可欠であり、自治体や産業界やN G Oなどによる多様な技術開発やアイデアを適切に収集し、活用できるようにする仕組みが必要である。
- ・さらに、世界的な問題となっている健全な水循環や海洋プラスチックごみ対策などについては、イノベーションの加速化が必要であり、イノベーションを促すため、例えば大阪ブルー・オーシャン・ビジョンにおいて掲げられた「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」といった長期的で野心的な目標等を積極的に提案していく必要がある。

（部会での個別意見）

- ・平常時だけでなく、災害時の対応も強化すべき。
- ・生物多様性と関連のある指標についても検討を進めるべき。
- ・自治体との連携の在り方を示すべき。
- ・生態系サービスの衡平な分配の在り方やその最大化、サービスの対価への費用負担についての議論を行うべき。
- ・海洋プラスチック対策においては、総合的なCO2排出への影響も勘案すべき。
- ・エンドオブパイプ規制ではなく、サプライチェーン全体で取り組みを進めるべき。
- ・薬剤耐性菌の問題にも取り組むべき。
- ・地域循環共生圏というテーマを踏まえ、「里海」といった観点を強化すべき。

4. 今後の取組方針

上述の評価を踏まえて、今後、以下のような取組みが必要である。なお、これらの取組に当たっては、新型コロナウイルス対策を踏まえて対応する必要がある。

（1）世界をリードするサイエンス・ビジネスベースでの国際取組み

- ・海洋プラスチックごみに係る「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」や健全な水循環等を世界に拡げていくため、多様な科学的知見（モニタリング・指標等）をベースとして、グローバルな協力枠組みの構築をリードする。
- ・世界で深刻化する水質汚濁や水資源の確保に向けて、インフラ輸出やプロジェクトベースでの協力を推進する。

(2) 健全で恵み豊かな地域の水環境の実現

- ・瀬戸内海などでの栄養塩類の管理や海洋プラスチックごみへの取組を始めとして、美しく豊かな水環境を実現し、環境のみならず経済・社会にも貢献するため、各種制度の見直しや、地域資源を活用した観光業・水産業等の活性化、地域主導型の環境管理等を推進する。
- ・災害時の有害物質の流出防止への対応や、気候変動影響や生態系影響も踏まえた水環境の保全対策、環境基準見直しなど、先回り（Proactive）型の環境マネジメントを進める。
- ・水環境政策による多面的な環境影響や、経済上・社会上の効果を定量評価するための実態把握や定量化の検討を進める。

(3) 地方自治体や産業界・NGO 等との連携強化

- ・上記の国際的な取組及び地域での取組のいずれにあっても、地方自治体や産業界、NGO 等による取組と協力が不可欠であることから、デジタル技術等も活用しながら、これらのステークホルダーとの連携枠組を強化し、新たなイノベーションに繋げていく。

IV 重点戦略を支える環境政策(4. 環境リスクの管理(1) 水・大気・土壌の環境保全)

(1) 重点戦略を支える環境政策の点検の観点

- ・計画上の指標を用いて、定量的に点検を行う。
- ・環境上の効果を中心に点検を行う。
- ・環境白書や政策評価などの既存の資料を最大限活用する。

(2) 点検項目

支える／体系分類名	4. 環境リスクの管理																																																																																																																																																																																																		
支える／体系項目名	(1) 水・大気・土壌の環境保全																																																																																																																																																																																																		
<p>①水質汚濁対策等の推進</p> <p>水質環境基準等の達成、維持を図るため、工場・事業場排水、生活排水、市街地・農地等の非特定汚染源からの排水などの発生形態に応じ、水質汚濁防止法等に基づく排水規制、水質総量削減、「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づく農薬の使用規制、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽などの生活排水処理施設の整備等の汚濁負荷対策を推進する。これに加え、自然海岸、干潟、藻場等の適切な保全・再生、底質環境等の改善に向けた取組を総合的に推進する。また、閉鎖性海域における漂流ごみについても円滑な処理に努める。</p>																																																																																																																																																																																																			
関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省水・大気環境局 (水環境課、閉鎖性海域対策室、地下水・地盤環境室) ・環境省環境再生・資源循環局 (浄化槽推進室) ・国土交通省、農林水産省等 																																																																																																																																																																																																		
<p>(取組の進捗状況)</p> <p>・平成30年度政策評価書(目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。))抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> <th rowspan="2">目標値</th> <th rowspan="2">達成</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)</td> <td>-</td> <td>99.1</td> <td>99.1</td> <td>99.2</td> <td>99.2</td> <td>集計中</td> <td>100%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)</td> <td>基準</td> <td colspan="5">実績値</td> <td>目標</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(河川)</td> <td>93.9</td> <td>95.8</td> <td>95.2</td> <td>94.0</td> <td>集計中</td> <td>100%</td> <td rowspan="3">×</td> </tr> <tr> <td>(湖沼)</td> <td>55.6</td> <td>58.7</td> <td>56.7</td> <td>53.2</td> <td>集計中</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(海域)</td> <td>79.1</td> <td>81.1</td> <td>79.8</td> <td>78.6</td> <td>集計中</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>89.1</td> <td>90.3</td> <td>90.3</td> <td>89.0</td> <td>集計中</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 地下水における水質環境基準の達成率(%)</td> <td>基準値</td> <td colspan="5">実績値</td> <td>目標値</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>93.8</td> <td>94.2</td> <td>93.9</td> <td>94.5</td> <td>集計中</td> <td>100%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標値</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等</td> <td>基準値</td> <td colspan="5">実績値</td> <td>目標値</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td colspan="4">別紙の通り</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標値</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万吨)</td> <td>基準</td> <td colspan="5">施策の進捗状況(実績)</td> <td>目標</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>180以下</td> <td>102</td> <td>64</td> <td>59</td> <td>12</td> <td>集計中</td> <td>180以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準値	実績値					目標値	達成	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	99.1	99.1	99.2	99.2	集計中	100%	△	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-	2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準	実績値					目標	達成	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度		(河川)	93.9	95.8	95.2	94.0	集計中	100%	×	(湖沼)	55.6	58.7	56.7	53.2	集計中	100%	(海域)	79.1	81.1	79.8	78.6	集計中	100%	全体	89.1	90.3	90.3	89.0	集計中	100%		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-	3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度			-	93.8	94.2	93.9	94.5	集計中	100%	△	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度			-	別紙の通り				100%	100%	×	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万吨)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度			180以下	102	64	59	12	集計中	180以下	○	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
項目	基準値			実績値							目標値	達成																																																																																																																																																																																							
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度																																																																																																																																																																																												
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	99.1	99.1	99.2	99.2	集計中	100%	△																																																																																																																																																																																											
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																											
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準	実績値					目標	達成																																																																																																																																																																																											
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度																																																																																																																																																																																												
	(河川)	93.9	95.8	95.2	94.0	集計中	100%	×																																																																																																																																																																																											
	(湖沼)	55.6	58.7	56.7	53.2	集計中	100%																																																																																																																																																																																												
(海域)	79.1	81.1	79.8	78.6	集計中	100%																																																																																																																																																																																													
全体	89.1	90.3	90.3	89.0	集計中	100%																																																																																																																																																																																													
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																											
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成																																																																																																																																																																																											
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度																																																																																																																																																																																												
	-	93.8	94.2	93.9	94.5	集計中	100%	△																																																																																																																																																																																											
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																											
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成																																																																																																																																																																																											
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度																																																																																																																																																																																												
	-	別紙の通り				100%	100%	×																																																																																																																																																																																											
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																											
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万吨)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成																																																																																																																																																																																											
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度																																																																																																																																																																																												
	180以下	102	64	59	12	集計中	180以下	○																																																																																																																																																																																											
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																											
<p>【進捗度合い】</p> <p>相当程度進捗あり</p>																																																																																																																																																																																																			

【判断根拠】

○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(29年度)は99.2%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。

○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成29年度)については、河川は94.0%、湖沼は53.2%、海域は78.6%、全体89.0%であり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼については依然として達成率が低い状況にある。

○地下水の環境基準達成率(平成29年度)は94.5%と概ね目標値に近い。

○閉鎖性海域における窒素及びりん等の環境基準達成率(平成30年度)は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。

○赤潮発生件数については、人為的な要因によらず発生することもあり、発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期(例えば瀬戸内海では昭和51年度に299件発生)に比較すれば減少している(瀬戸内海では平成30年度に82件発生)。

○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については減少傾向にあり、平成29年度も目標を達成した。

【施策の分析】

○健康項目(27項目)については、ほぼ全国的に環境基準を達成している状況。

○生活環境項目(BOD/COD)については、全体としては流域からの負荷削減の取り組み等により観測当初と比べ改善の傾向にあるが、湖沼や閉鎖性海域では達成率は十分ではない状況。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る必要。

○地下水における水質環境基準は、全国的にほぼ目標を達成している。環境基準の超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等については超過率の低下傾向が確認されているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。

○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で達成率が低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。

なお、一部の地域では夏季を中心に継続的に赤潮の発生が見られ、一方、一部の地域では冬季の栄養塩類の減少と大型珪藻との栄養塩類を巡る競合に伴うノリ等の色落ちが発生しているなど、季節や地域によって水質を取り巻く環境や問題が異なっていることにも留意する必要がある。

○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、近年大幅に減少し、目標を達成しているが、引き続き目標達成を継続していくことが必要である。

○海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法(平成21年7月公布・施行)に基づく基本的な方針(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、関係省庁会議の開催等により政府一体となった取組を推進した。具体的には、関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や吸着しているPCB等に係る実態把握のための調査・研究を進めるとともに、TEMM(日中韓三カ国環境大臣会合。第20回:平成30年6月)などを通じた国際的連携・協力を図った。今後も引き続き取組を進めて行く必要がある。

・併せて、「令和2年度環境白書第2部第4章第2節 水環境の保全」を参照

施策の評価指標

(公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況) (再掲)

	<p>(地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況) (再掲)</p> <p>(流域水循環計画の策定数) (再掲)</p> <p>(主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量) (再掲)</p> <p>(廃棄物の海洋投入処分量) (再掲)</p> <p>(主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積) (再掲)</p>
他施策との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環と一体的に推進 ・生活排水対策と一体的に推進
課題及び今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度政策評価書(水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)) 抜粋 ○環境基本法第 16 条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、引き続きその達成率の把握により水環境の状況を把握する。 ○公共用水域における健康項目及び生活環境項目については、達成率の向上を図るため、引き続き各種施策を推進する。また、平成 28 年に生活環境項目の環境基準として設定された底層溶存酸素量については、類型指定の検討を進めていくとともに、水域における底層溶存酸素量の改善を推進していく。 ○地下水については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。特に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、過剰施肥等による窒素の供給源対策等を推進するガイドラインの策定に向けて、関係機関と連携して調査・検討を行う。 ○閉鎖性海域における水質環境については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。 ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、削減の取組を継続するとともに、目標の見直しを行う。 ○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、回収処理・発生抑制、実態把握のための調査研究、国際連携等の取組を推進する。 <p>・併せて、「令和 2 年度環境白書 令和 2 年度 環境の保全に関する施策 第 4 章第 2 節 水環境の保全」を参照</p>

支える／体系分類名	4. 環境リスクの管理
支える／体系項目名	(1) 水・大気・土壌の環境保全
<p>②地下水・地盤環境保全と持続可能な地下水利用</p> <p>法律で地下水採取が規制されておらず地盤沈下が継続している地域等において、地下水採取量を抑制する技術が活用されるよう、地域における取組を促進・支援するとともに、地盤沈下が沈静した地域においても地下水採取規制等による再発防止を図る。また、再生可能エネルギーとしての地中熱利用が近年増加傾向にあり、地下水利用の二重の増加に対応しつつ、地盤沈下を起こさないための採取規制の在り方や管理手法について検討を行</p>	

う。

関係部局

- ・環境省水・大気環境局
(水環境課、地下水・地盤環境室)
- ・水循環政策本部 等

(取組の進捗状況)

- ・平成 30 年度政策評価書（水環境の保全（海洋環境の保全を含む。））抜粋

5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	-	93.1	82.4	93.1	100	集計中	100%	○
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

【進捗度合い】

相当程度進捗あり

【判断根拠】

○地盤沈下監視（のための水準測量）が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、平成 29 年度は目標値の 100%を達成した。

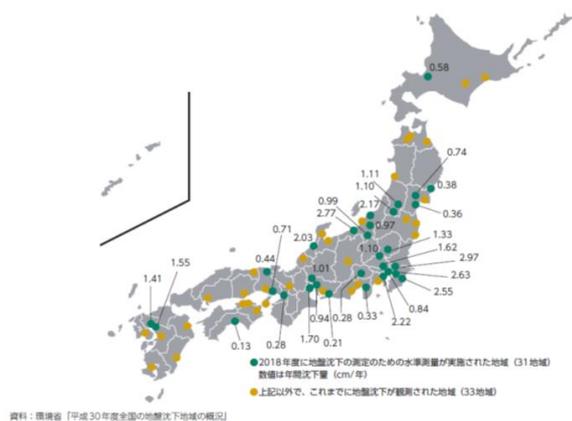
【施策の分析】

○地盤沈下については、近年では全国的に沈下量が減少傾向にあり、平成 29 年度には目標を達成したが、計測場所や計測年度は毎年異なるため、今後も引き続き目標達成を継続していくことが必要である。

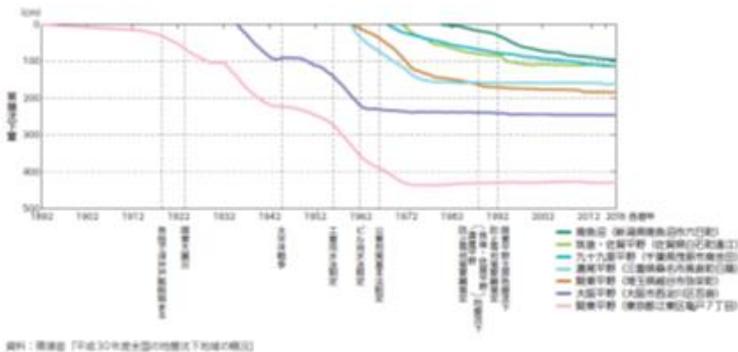
- ・地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議の開催（2020 年 2 月）
- ・持続可能な地下水の保全と利用の方策についての調査・検討を実施

施策の評価指標

- ・全国の地盤沈下の状況（2018 年度）



- ・代表的地域の地盤沈下の経年変化



他施策との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環と一体的に推進 ・気候変動対策（地中熱利用）と一体的に推進
課題及び今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度政策評価書（水環境の保全（海洋環境の保全を含む。））抜粋 ○地盤沈下対策については、引き続き測定を継続し、目標値達成の維持に努めていく。 ・地盤沈下等の地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取の抑制のための施策を推進するとともに、関係省庁との連携を一層強化し、流域全体を通じて、地盤環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。 ・地盤環境に配慮した地中熱利用の普及促進のため、持続可能な地下水の保全と利用を増進するための方策について検討する。

（３）全体評価と課題

- ・水質の環境基準や、地盤沈下への対策は全体として成果を上げている。
- ・一方で、環境基準の達成状況について、湖沼などの一部の分野でまだ十分な達成状況に至っていない状況や、閉鎖性海域において地域ごとの差異も認められることから、継続的な調査・研究・実証等を通じた新たな取組や、地域単位での取組の加速化が必要である。
- ・また、水資源、あるいは熱資源としての持続可能な地下水利用については、取組に着手されているものの十分な広がりには至っておらず、更なる取組の推進が必要である。
- ・更に、環境基準の見直しや類型指定の推進など、実情に応じた枠組みの不断の見直しが必要である。

（部会での個別意見）

- ・指標の目標を設定すべき。
- ・閉鎖性水域の水質汚濁や、地下水の硝酸性窒素汚染等は、農業者との協力によって負荷を下げるべき。
- ・新たな手法・基準の活用を含め、水質汚濁防止と同時に生態系影響を削減していくという観点で、進捗状況の評価すべき。
- ・水環境の観点から、気候変動に対する適応策に関する対応も点検すべき。

（４）今後の取組方針

各シート中の「課題及び今後の取組方針」のとおり。

V おわりに

今回の環境基本計画の点検結果を踏まえて、環境基本計画のメインメッセージである「環境・経済・社会の統合的向上の具体化」等をより一層図るため、引き続き、環境基本計画に位置付けられた施策を進めていくとともに、今回の点検を通して明らかになった諸課題について検討を行い、各主体とのより一層の協力を推進し、環境基本計画における他の重点戦略との密接な連携を図っていくこととする。